

国立市町界町名整理に関する基本方針【改正版】

平成 2年4月1日決定

平成26年4月1日改正

この方針は、平成2年（1990年）3月31日付で国立市町名整理審議会（以下「審議会」という。）から提出された「国立市（谷保、青柳、石田）町名整理（答申）」に基づいて策定したものである。

1. 町名整理の基本方針

国立市南部地域（※1）の町名整理についての計画を作成するうえでの基本方針を次のように定めるものとする。

(1) 町割の方式【町割の基準】

町割りの方式には、「路線（道路）式町割」、「街廓（街区）式町割」、「結合式町割」の3種類がある。いずれの方式についても明瞭で不変な線を町界にすることが望ましいことから道路、水路、鉄道等の永久性のある公共物をもって定めることになっている。

南部地域は、不規則な道路が多く、街区も不整形なことから原則として「街廓（街区）式町割」（※2）と、地区の事情により「結合式町割」（※3）を併用するものとする。

(2) 町の組織

町の組織には、「集合式」及び「単独式」の2種類があるが、単独式は、町の数も多くなり煩わしくなることから容易に町の所在の見当がつく丁目をもって組織する「集合式」を採用することを原則とする。

(3) 町及び丁目の大きさ

町及び丁目の大きさを規定する要素は、一つの地域団体としてまちの機能が十分果たされ活動できるということである。大きすぎても小さすぎても困る。適当な大きさというものは、その土地の事情によって異なることから現行の用途地域、将来の土地利用構想等を勘案し、次のような基準によるものとする。

①町の大きさ

町の区域は、最大七丁目をもって組織することを原則とする。

②丁目の大きさ

土地の用途	丁目の面積	単位：平方メートル
商業系区域	100,000 ～ 150,000	
住居系区域	150,000 ～ 200,000	
工業系区域	200,000 ～ 250,000	

ただし、この基準によりがたい場合は、地域の状況及び将来の発展を考慮して定めるものとする。

(4) 町及び丁目の境界

町界及び丁目を定める場合、境界を単純明瞭にするため道路、水路、鉄道等の永久性のあるものを選んで境界を鮮明に期するものとする。

なお、水田地帯における水路は、将来廃止される路線もあり得ることから原則として採用をさけるものとする。

(5) 町界線の所在

町界線の所在は、道路の場合は、東側及び南側の側線とする。鉄道の場合は、状況により適当な側線とする。また、崖地の場合は、ノリ下とする。

(6) 丁目の起点及び配列

起点はわかりやすくするため、東又は北にこれを置き、西及び南へ丁目の数を加えるものとする。

また、配列は一系列の放射式とし、やむを得ない状況があるときは、環状式とする。環状式とする場合、付番は右回りとする。

(7) 町名の選択

町名の選択は、市民が最も大きな関心をもっているのでその意向を尊重する。まぎらわしい名称、類似の名称は避け、歴史的経過を踏まえ親しみやすく簡明で語調のよい名称を選択するものとする。

2. 町名並びに町界、丁目界

町名並びに町界、丁目界は、別添「町割図」のとおりとする。

※審議会付記事項への配慮

上記「町割図」では「谷保」地域が減少しており、町名、町界及び丁目界の決定にあたっては、歴史的意義の深い「谷保」地域を多く残すため、丁目数が増えてもよいから分割すべきでないという強い発言があったとする審議会からの答申付記事項に関し十分に配慮すること。

3. 町名整理のあり方

今後の町名整理のあり方は、土地区画整理事業を実施する際、付近の開発状況を勘案し、一定の地区を定め換地処分に合わせて逐次実施していくものとする。

ただし、既にハケ上等で宅地化が進んでいる地域並びに将来にわたって土地区画整理事業の実施が困難と思われる地域については、年次計画を樹立し現状のまま整理していくよう努めることとする。

なお、町名整理作業の実施にあつては、関係住民へのPR、公図、登記簿謄本等の調査、新地番の設定作業、関係機関との協議・調整など費用と期間が必要であり、また、関係住民の負担を最小限にとどめることから一度に整理するよう努めること。

※審議会付記事項への配慮

今後、町名整理作業を実施するにあつては、町名整理が市民の貴重な財産（土地、建物等）の所在地、名称変更であるとともに居住地の名称変更であり、関係住民にとって大きな関心事であるため、関係住民に対して周知徹底を図り、理解と協力を得るなかで進めるよう努めること。

- | |
|--|
| <p>※1：この基本方針において南部地域とは、審議会からの答申日（平成2年3月31日）時点の町名で谷保、青柳、石田を指すものである。</p> <p>※2：この基本方針において、街廓（街区）式町割とは、道路等によって区切られた数個の街区の集合として組織され、町界も道路等により区切られた町割りをいう。</p> <p>※3：この基本方針において、結合式町割とは、主要な通りの両側を同一の町割りとし、町界は道路等により区切られた町割りをいう。</p> |
|--|

4. 「町割図」における町名設定の根拠

町名については、基本方針で述べた内容を踏まえ以下のとおりとする。

(1) ①の地域：谷保（やほ）

この地域は、国立市の前身である谷保村として甲州街道沿いに、昔から発展し、栄えた地域である。

また、歴史的にも由緒ある谷保天満宮が所在しており、J R南武線の駅名としても使われていることもあり、純粋な形で谷保を保存すべきであるという観点に立ち、町名を「谷保（やほ）」とする。

(2) ②の地域：矢川（やがわ）

この地域は、谷保地域と同様、甲州街道に沿って発展し、栄えた地域である。この地の西方からは、矢川の清流が流れており、現在、市はこの矢川の親水整備事業を進めている。完成後は、親しみの持てる市民の憩いの場として、水辺を楽しみながら散策できるゾーンとして期待される。また、J R南武線の駅名としても使われており、このような観点から町名を「矢川（やがわ）」とする。

(3) ③の地域：泉（いずみ）

この地域には、古来よりハケ下から湧出する清水が集まり、矢川及び用水路に合流し、水田がうるおっていた事実がある。また、平成元年4月に供用開始されている北多摩2号処理場によって、汚水が浄化されて清水を生み出すこと、南に多摩川の清流が流れていること等、将来に向けて、この水を汚さないようにという願いをこめて町名を「泉（いずみ）」とする。

(4) ④の地域：青柳（あおやぎ）

この地域は、宅地開発が進んでいるが農耕地（畑）がまだまだ多く残っている。現在まで、谷保と共に大字として残された青柳、石田のうち、青柳はいまから300年程前、多摩川南岸の青柳島（多摩川関戸橋付近）から当地に移住してきたもので、谷保に比べると歴史は浅い。青柳という大字は前住地の青柳島からとったものである。また、石田も同様に現日野市の石田住民の一部が移住してきたもので、元地名をそのまま大字としたものである。

このような歴史的経過を踏まえ、現在でもこの地域は青柳として一般的に認知され親しまれている呼び名であることを考慮し、町名を「青柳（あおやぎ）」とする。

(5) 大字谷保字東之原のJ R南武線以北の地域：富士見台一丁目

この地域は、昭和40年代に町名地番整理された富士見台一丁目の東側に接した面積約9.5ヘクタールで、富士見台一丁目の地番整理にあたっても当地域を意識して付番されていることから、町名を「富士見台一丁目」とする。

(6) 大字谷保字西之原、他の南武線以北の地域：富士見台三丁目及び富士見台四丁目

この地域は、谷保、青柳、石田が混在する富士見台四丁目の西側に接した面積約2.6ヘクタールの地域である。現在の富士見台四丁目は面積約5.9ヘクタールと非常に小さく、この地域を加えることによって富士見台一丁目から四丁目までの面積の均衡が保たれることから、町名を「富士見台四丁目」とする。

ただし、市道富士見台2-1号線（矢川通り）の東側に位置する大字谷保字西之原の一部は、「富士見台三丁目」とする。